

## 機微（センシティブ）情報の取扱いについて

保険業法施行規則第 53 条の 10 及び同規則第 227 条の 10 に定める、保健医療等の特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）については、同規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社では、特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）について、限定されている目的以外での利用はいたしません。